省令

○**財務省令第六十九号**

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

別表第九（第五百四十四条関係）

税務署の名称、位置及び管轄区域

所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域
［略］				
	宮城			
		仙台中		
				若林区
				青葉区のうち青葉山、一番町一丁目から一番町四丁目まで、五橋一丁目、五橋二丁目、大手町、大町一丁目、大町二丁目、霊屋下、片平一丁目、片平二丁目、花壇、川内、川内追廻、川内亀岡北裏丁、川内亀岡町、川内川前丁、川内三十人町、川内新横丁、川内大工町、川内中ノ瀬町、川内明神横丁、川内元支倉、川内山屋敷、川内澱橋通、北目町、国分町一丁目、国分町二丁目、米ヶ袋一丁目から米ヶ袋三丁目まで、桜ヶ岡公園、立町、中央一丁目から中央四丁目まで、土樋一丁目、荒巻字青葉、荒巻字三居沢
				宮城野区のうち銀杏町、出花一丁目から出花三丁目まで、扇町一丁目から扇町七丁目まで、岡田西町、蒲生一丁目から蒲生五丁目まで、五輪一丁目、五輪二丁目、栄一丁目から栄五丁目まで、白鳥一丁目、白鳥二丁目、新田三丁目九番三号・九番十七号から九番十九号まで・九番二十三号から九番二十七号まで・九番二十九号・九番三十号・十番から十二番まで・十三番二号・十三番十八号・十五番五十一号・十八番から二十一番まで、新田四丁目、新田五丁目、

別表第九（第五百四十四条関係）

税務署の名称、位置及び管轄区域

所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域
［同上］				
	宮城			
		仙台中		
				若林区
				青葉区のうち青葉山、一番町一丁目から一番町四丁目まで、五橋一丁目、五橋二丁目、大手町、大町一丁目、大町二丁目、霊屋下、片平一丁目、片平二丁目、花壇、川内、川内追廻、川内亀岡北裏丁、川内亀岡町、川内川前丁、川内三十人町、川内新横丁、川内大工町、川内中ノ瀬町、川内明神横丁、川内元支倉、川内山屋敷、川内澱橋通、北目町、国分町一丁目、国分町二丁目、米ヶ袋一丁目から米ヶ袋三丁目まで、桜ヶ岡公園、立町、中央一丁目から中央四丁目まで、土樋一丁目、荒巻字青葉、荒巻字三居沢
				宮城野区のうち銀杏町、出花一丁目から出花三丁目まで、扇町一丁目から扇町七丁目まで、岡田西町、蒲生一丁目、蒲生二丁目、五輪一丁目、五輪二丁目、栄一丁目から栄五丁目まで、白鳥一丁目、白鳥二丁目、新田三丁目九番三号・九番十七号から九番十九号まで・九番二十三号から九番二十七号まで・九番二十九号・九番三十号・十番から十二番まで・十三番二号・十三番十八号・十五番五十一号・十八番から二十一番まで、新田四丁目、新田五丁目、新田東一